# 令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出について

### 1. 提出期限

令和6年1月31日(水)

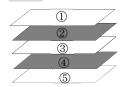
※期限後に提出された場合、税額通知の送付が遅くなる場合があります。

### 2. 提出先

給与等の支払いを受けた方の令和6年1月1日現在の住民登録地(または居住地) の市町

※ただし、居住地 (実際に住んでいた所) が住民登録地と異なる場合は、居住地の 市町へ提出してください。

### 3. 提出物



①給与支払報告書(総括表)

- ②特別徴収仕切紙
- ③給与支払報告書(個人別明細書)(特別徴収分)

②と④については、同封の

仕切紙をご利用ください。

- ④普通徵収理由書兼仕切紙
- (5)給与支払報告書(個人別明細書)(普通徴収分)

※①~⑤を一束にしてご提出ください。訂正などにより再提出する場合も同様にご提出ください。

### 4. 特別徴収の推進について

地方税法第321条の3及び地方税法第321条の4の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収(給与天引き)していただく必要があります。住民税を特別徴収できない方については、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載してください。また、普通徴収理由書兼仕切紙に普通徴収理由に該当する人数の記載をしてください。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、原則「特別徴収」とさせていただきます。

### 【普通徴収理由】

符号	普通徵収理由
普A	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者など)
普B	給与が少なく税額が引けない
普C	給与の支払いが不定期(給与の支払いが毎月ではない)
普D	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業を含む)
普E	総従業員が2名以下
普F	事業専従者のみ

#### 5. その他注意事項

給与支払報告書を「特別徴収」として提出後、退職等により特別徴収できなくなった 方がいる場合は「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

# eLTAX(エルタックス)の利用について

愛知県内各市町では、地方税ポータルシステム (eLTAX:エルタックス)を利用した申告・届出を受け付けています。 eLTAX (エルタックス)とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書の提出手続きはぜひ、eLTAXをご利用ください。

### 【利用手続き及び問い合わせ先】

eLTAXの利用手続きについては、eLTAXのホームページをご確認いただき、不明点は eLTAXへルプデスクにお問い合わせください。

- e L T A X ホームページ: https://www.eltax.lta.go.jp/
- e L T A X ヘルプデスク: 0570-081459

03-5521-0019 (上記の番号でつながらない場合)

月~金 9:00~17:00 (十日祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く)

# 給与支払報告書の提出先・問い合わせ先

半田市役所 税務課 市民税担当 TEL: 0569-84-0620 (直通)

〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

常滑市役所 税務課 市民税チーム TEL:0569-47-6104(直通)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

東海市役所 税務課 市民税担当 TEL:052-603-2211 又は0562-33-1111(内線113~116)

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

大府市役所 税務課 市民税係 TEL: 0562-47-2111 (内線 282 · 283)

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

知多市役所 税務課 市民税チーム TEL: 0562-36-2633 (直通)

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

阿久比町役場 税務課 住民税係 TEL: 0569-48-1111 (内線 1111・1112)

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

東浦町役場 税務課 住民税係 TEL: 0562-83-3111 (内線 112・113)

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

南知多町役場 税務課 住民税係 TEL: 0569-65-0711 (内線 145・146)

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18番地

美浜町役場 税務課 住民税係 TEL: 0569-82-1111 (内線 250 · 350)

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

武豊町役場 税務課 町民税担当 TEL: 0569-72-1111 (内線 253・254)

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

※本チラシは半田税務署管内上記10市町共同で作成しております。

# 給与支払報告書(個人別明細書)の記載上の注意

<u>0                                    </u>																														
<b>6</b>	*		1			1				Τ	Г		1	1	1	*	種	別			<b>*</b> 3	整理番	号			>	*			_
	支をる	受	払け者	住所	※ 図: <b>2</b> 〇〇 ハイ	市(		•		1:	番地	<u>ከ</u> 1	1号 查								受給者番号 1234-5678 1234-5678 日本								1 2	
_		種類	別		支	払		金	額		Π	斜				後の金額	領	T	所得	控除	の額	の台	計	額		;	源泉	良徴」	収税額	_
個人別	給	料•	賞	与内	3 (	649	7	19	  7			6	<u>調整控</u> 6 684		Ŧ		円 7	内		597	千 用			内			113 400			
明細	(J	泉池	空除	対象配偶	者	配	偶る	者(4	寺別	T				控除対						数 16歳				障害者の数				, I	非居住	
書)	の す	無等	従	老 有	人	控除( 380 の金額 					_		また	従人		内	;	老人	<b>除く</b> 。	。) 従人	そ	その他 人		- 接親 の表			特別内		その他 <sup>®</sup>	である 親族の
	(	) 社	会	保険料	\$等σ						徐保	険料	‡の	控隊	除劉	1 須		1 地	震保	- 陸魁(	1 の控	1 カ控除額		1 住:	宅信	1 告入	<u> </u>	1 等特	別控除の	の客
	内			882							千					円				75			円	_			10	Ŧ	000	ı
		商要				04	J				120			000		<u>'                                      </u>			25			000					10	۷	000	_
	ľ	•		普D 前職:	: O C	)商	事材	<b>た</b> 未	会社	±	支抗	仏金	:額	: 1,	00	0,00	0円	主	t会保	呆険:	50,0	000F	円 :	源泉	₹:2	2,00	) O F	円		
6		0	保服金額 小訳	幹の	新生 保険 の金	.命 [料	Ħ	0,00	F	9	旧生命 保険*	生命				円	・ 譲医 保険 の金	療料	80,0	00 F	明 新値 保	人年金   険料  金額	È	0,00			旧個	- 人年金 険料 金額		
		借入金		住宅信 等特別 適月	訓控除	1			Æ		居住開始年月 日(1回目)		平成	年 成25		7	月	3	B	特別	普入金等 空除区分 回目)		住		年3	借入金 <sup>3</sup> 末残高 1回目)	<b>\$</b>	10,	000,000	
		別控隊の内部		住宅借入金 等特別控除 可能額		100,00			0 円 居		居住開始年月 日(2回目)			年			月		B	特別	普入金等 空除区分 (回目)	入金等 除区分		住宅借入 年末残 (2回目		末残高 2回目)	高)		1	
		良・特別 除対象		フリガ・ 氏名	_				花		$\overline{}$		区分			配偶者			_	ŀ		年金保 の金額						期損害 4の金額		
	配偶者		Ì	個人番	5号 0	1	1 2 3 4		4 5	6	6 7 8		9	1 2	2	計所	得		<b>0</b>	基礎控除の額			,	円 480,000			身金額 控除額		14,9	
				フリガ・ 氏名	-				チマ ] マ	_			区分		ĺ	0			<sub>.</sub> ガナ :名			マイチ 愛知					区分		5人目以降の控 扶養親族の個	
			1	個人番	5号 9	1	2	3	4 5	6	7	8	9	0	1				、番号	7 8	9	0	1 2	3	4 5	5	6	7 8		
	控除対象			フリガ <sup>・</sup> 氏名					・ケ: 健				区分			1 6 			名								区分			
		†	2	個人番	_	9		1	2 3	Т	5	6	7	8	9	歳未満	2	┝	、番号				T			+				
	扫	長		フリガ	-								区分	-		の 扶			ガナ	Ė							区分		5人目以降の16	
	<b>新</b>		3	個人番									1	$\top$	-	養親族	3	H	、番号							+	+	Τ	の扶養親族の個	≢人番
		-		フリガ	$\neg$			_		_		$\exists$	区分		1	小大			ガナ			_					区分		1	
			4	氏名 ——— 個人番		Τ		П	_	T	Τ	77	73	_	-		4	H	·名 —— 、番号			T	Τ		1	-   '	75	Т	1	
	未成	71	死亡	災っ	本人			寡	+	し ひ と	勤労	Н	1	8 就職		ф;	(余京	I <sup>III</sup> /		Щ	Y		<u> </u>	受:	給老		<u></u> 年	月日	<u>,                                    </u>	_
(	成 年 者	人	退職	害欄者	特 別		そ の 他	婧	ļ.	ら 親	労 学 生	/	/ ┠			退職	_	¥	月日			元号			тн н		 	年	月	日
市区				個人都		<u> </u>	П		$\perp$	_		<u>/</u>	4	_	_	_	┝	5   I		L	L		昭	和				35	6	6
一町村提		支		法人	大番号 (居所)	1	1	Ш	-	5		7			0	1 2	3	(	<u> 右詰</u>	で記載	<u> </u>	くださ	<u>(1)</u>							
提出用)		払 者		又は	所在:	地	_		0市						0≩	<b>Ě地</b>														
		古西	)1-	氏名:	又は名 <del>公の</del> t		宏		式会						<del>7</del> 1	`					(電話) 0569-00-0000									

※細部については、実際の様式と若干異なりますので、ご了承ください。

記載に当たっては、<u>「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引</u>」及び「<u>令和5年分給与所得</u> の源泉徴収票の記載の仕方」(国税庁ホームページ) を参照ください。

※給与支払報告書には令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の収入等を記載してください。

# **❶**【年度】

⑥と記載のあるものを使用してください。

# ❷【住所】

令和6年1月1日現在の住所(アパートやマンション名も)を記載してください。

③【中途就・退職】

中途就・退職者については、該当する方に〇を記載し、就職日・退職 日を併せて記載してください。

# ■ 【個人番号】、【氏名】、【受給者生年月日】

支払を受ける方の個人番号 (マイナンバー)、氏名、生年月日は 必ず記載してください。

### ❹【摘要】

### ○徴収区分

住民税を特別徴収できない方については、**摘要欄に必ず普通徴収理由も しくは以下の符号**を記載してください。普通徴収理由もしくは符号の記載 がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、「<u>特別徴収</u>」 とさせていただきます。

### 【普通徵収理由】

- ・普 A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者など)
- ・普B 給与が少なく税額が引けない
- ・普C 給与の支払いが不定期(給与の支払いが毎月ではない)
- ・普D 退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業を含む)
- ・普E 総従業員が2名以下
- ・普F 事業専従者のみ

### ○前職分

前職分を含めて記載した場合は「支払者名」、「支払金額」、「社会保険料の金額」及び「源泉徴収税額」を必ず記載してください。

### ○「配偶者氏名 (同配)」の記載

合計所得が1,000万円を超える方で同一生計配偶者がいる場合は摘要欄に「配偶者氏名(同配)」と記載してください。

# 6 【生命保険料の金額の内訳】

「生命保険料の控除額」欄を求める際に適用した各保険料の支払金額に ついてそれぞれ該当する欄に記載してください。

### ❸【配偶者の合計所得】

令和5年中の配偶者の合計所得を記載してください。

※収入金額ではありません。

### ₹ 【16 歳未満の扶養親族】

源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、 **給与支払報告書には記載が必要です。** 

### 【訂正・取消について】

給与支払報告書の提出後、給与支払金額等に 訂正がある場合は、速やかに訂正の給与支払 報告書等を提出してください。

その際は、正しい給与支払報告書の摘要欄に 「訂正」と記載し、再提出してください。また、 提出を取り消す場合は、同じ内容の給与支払報 告書の摘要欄に「取消」と記載し、再提出して ください。

上記どちらの場合についても、総括表を添え て提出してください。総括表の報告人員欄は、 再提出時の給与支払報告書の提出人数を記載 してください。

# 個人事業主の方へのお願い

支払者が個人事業主の場合、下記の書類で本人確認、個人番号確認及び代理権確認をさせていただく必要があります。郵送の場合は書類の写し(委任状は原本)を同封してください。

- e LTAXの場合は不要です。
- (1) 支払者本人が提出する場合
- ⇒ ・番号確認書類 (支払者のもの)・本人確認書 類 (支払者のもの)
- (2) 代理人(税理士等)が提出する場合
- ⇒ ・番号確認書類 (支払者のもの)・本人確認書 類 (代理人のもの)
  - 代理権確認書類

※番号確認書類・・・個人番号カード、通知カード、 個人番号が記載された住民票

※本人確認書類・・・運転免許証、個人番号カード、 健康保険証、年金手帳等

| ※代理権確認書類···稅務代理権限証書、委任状